

証券取引等監視委員会 中期活動方針(第10期)

～信頼され魅力ある資本市場のために～

証券取引等監視委員会
事務局長 松尾 元信

令和2年9月2日
日本取締役協会

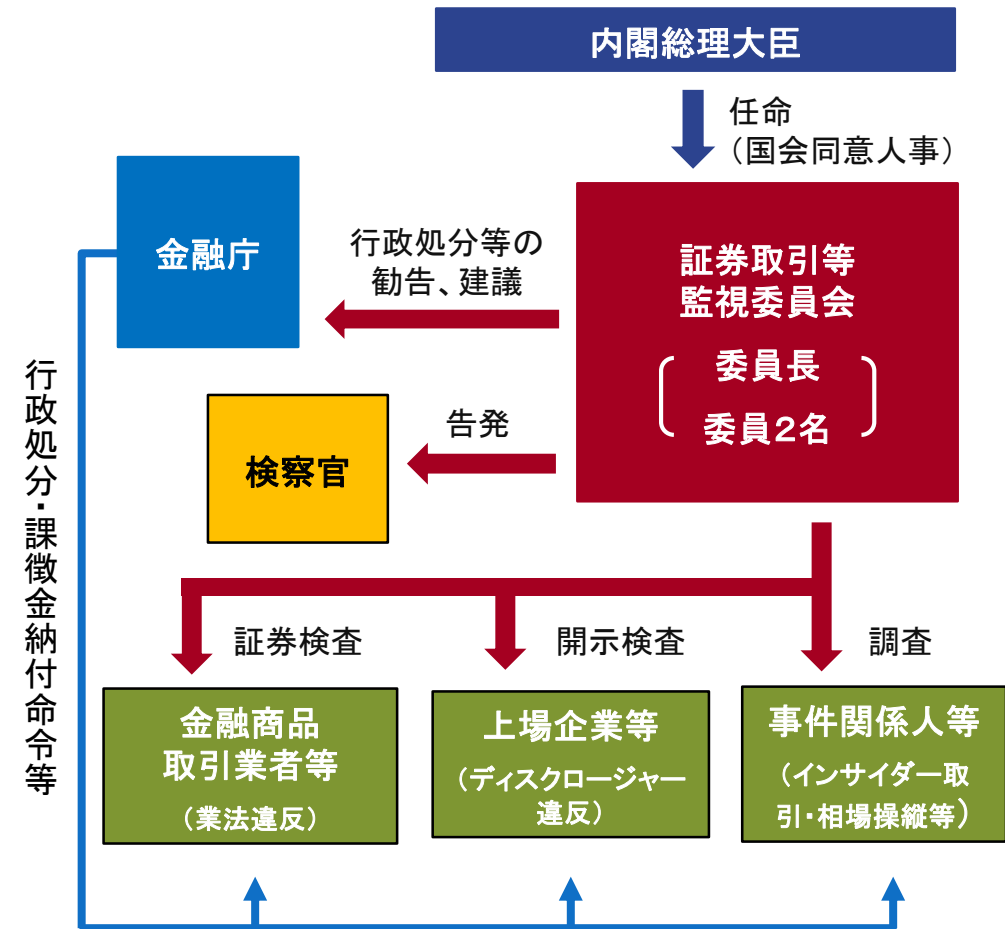
目次

- 1. 証券取引等監視委員会について … P2
- 2. 中期活動方針(第10期)について … P15
- 3. 直近の勧告等の事例 … P26

1. 証券取引等監視委員会 について

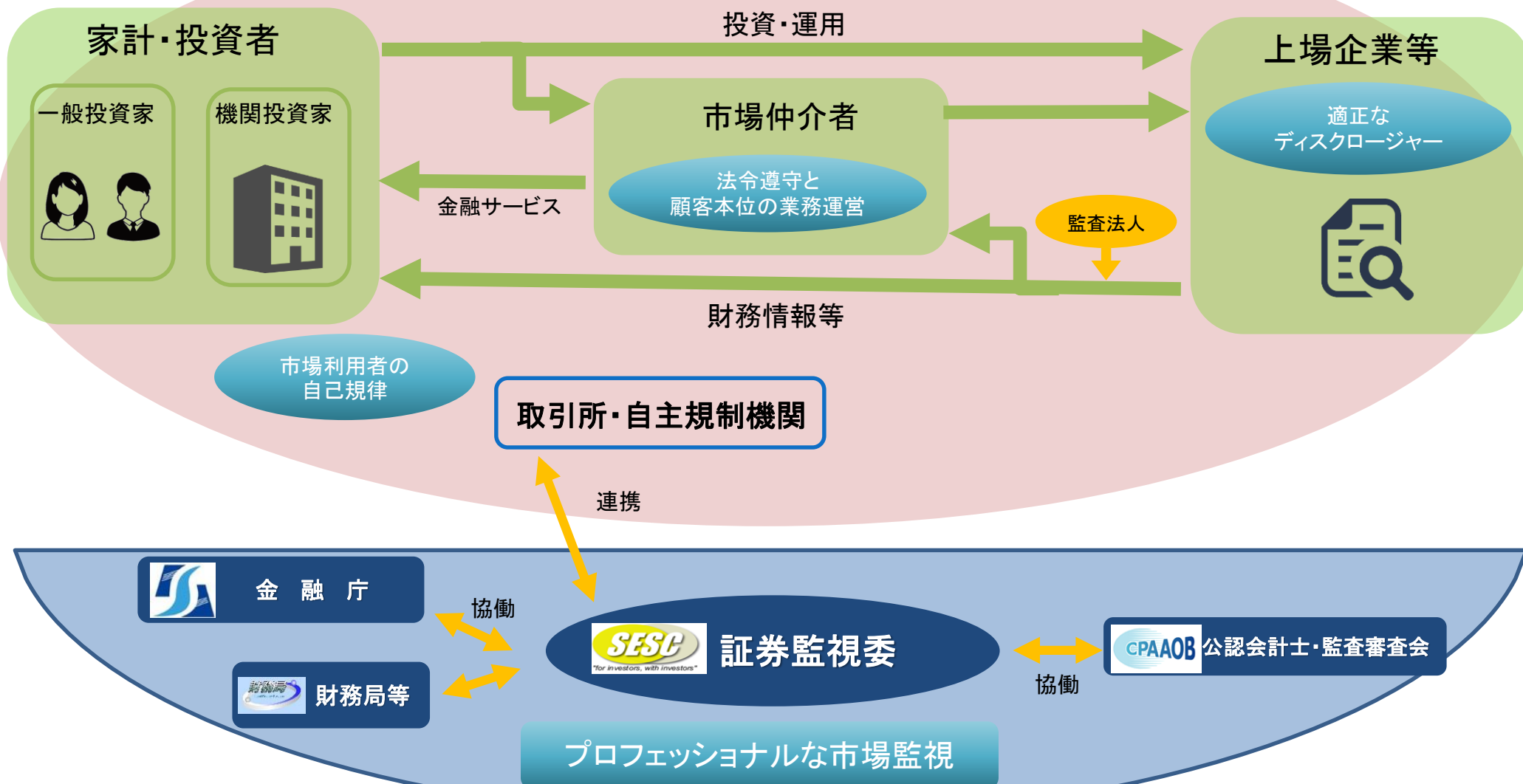
I 証券取引等監視委員会の組織・目的

- ◆ 証券監視委は、委員長及び委員2名で構成される合議制の機関として金融庁に設置(平成4年発足)。
- ◆ 委員長及び委員は、内閣総理大臣により任命され、独立してその職権を行使(任期3年)。
- ◆ 市場の公正性・透明性確保、投資者保護等を目的に活動。
 - インサイダー取引・相場操縦等の不公正取引に対する調査
 - 上場企業等のディスクロージャー違反に対する開示検査
 - 金融商品取引業者等の法令違反行為等に対する証券検査
 - 上記の調査・検査結果を踏まえた行政処分・課徴金納付命令の勧告や告発を実施 等



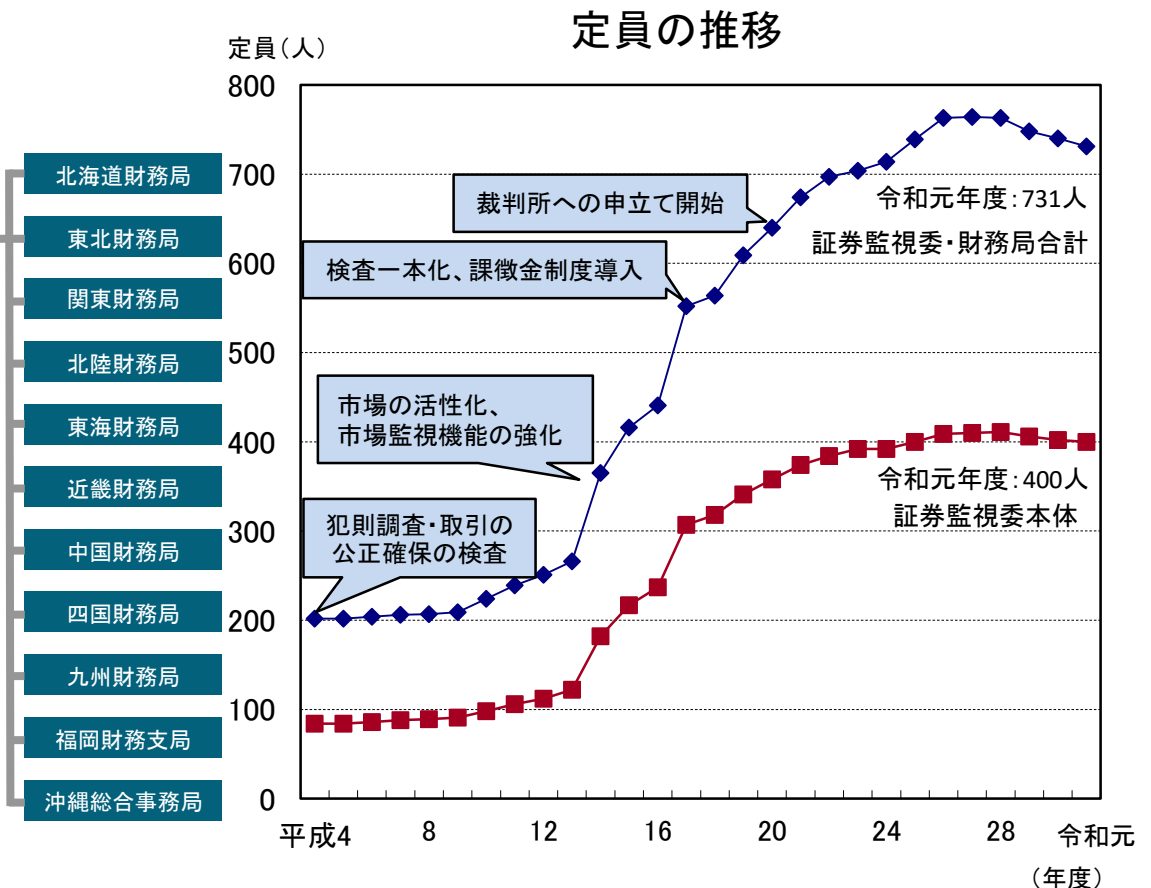
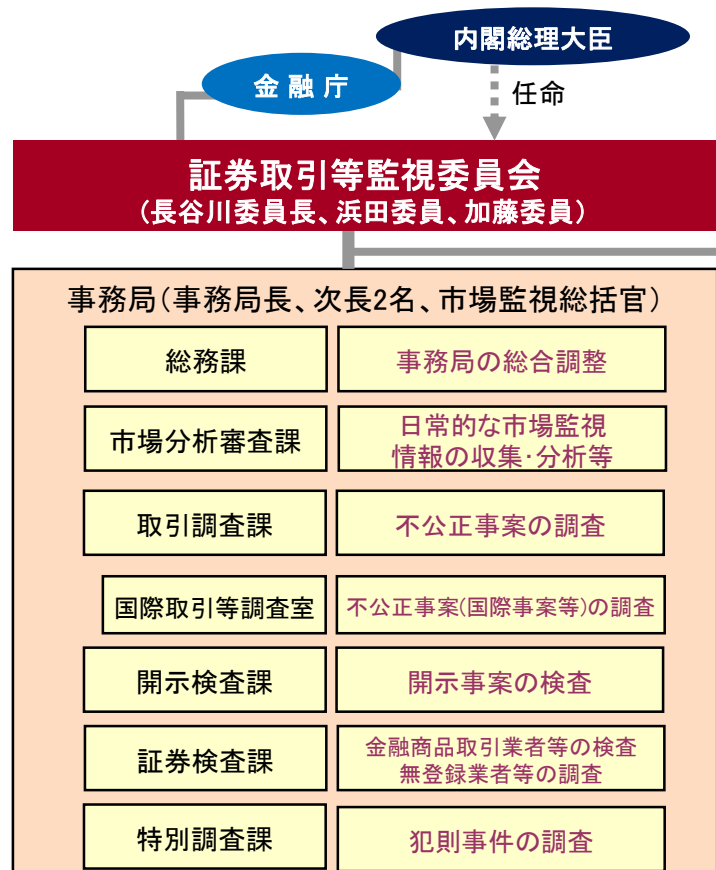
市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現

強固な信頼を確立した資本市場



(参考)証券取引等監視委員会(含財務局等)の機構・定員

- ◆ 証券監視委の下に、総務課、市場分析審査課、取引調査課、開示検査課、証券検査課及び特別調査課の6課からなる事務局が置かれている。
- ◆ また、地方組織の財務局等に、主として地方の金融商品取引業者に対する検査等を担当する職員が配置。
- ◆ これら全てを合計した職員数は731名(令和元年度末定員。うち、証券監視委は400名)。



Ⅱ 証券取引等監視委員会の活動

ー1 市場分析審査

情報の入口：様々な情報の収集・分析を行うとともに、不公正取引の端緒を発見



市場モニタリング：市場に関する幅広い情報の入手、分析

- ・ 経済情勢、経済動向等に係るマクロ分析によるフォワード・ルッキングな市場監視
- ・ 発行市場、流通市場と個別企業の動向を把握（新たな商品、取引等を含む）
- ・ 一般投資家等からの情報受付（年間6～7千件）
- ・ インターネット上のサイト、マスコミ、雑誌等の記事をチェック
- ・ 自主規制機関の上場管理部門との連携（緊密な情報交換）

※ 市場モニタリング機能の充実・強化のため、平成28年6月に市場分析審査課内に「市場モニタリング室」を設置

情報共有



取引審査：証券取引における不公正取引の端緒の早期発見

- ・ インサイダー取引や相場操縦、偽計等について、証券会社や取引所から注文データ等入手し審査（年間約1,000件）
- ・ 不公正取引の疑いのある事案について、調査・検査部門に送付
- ・ 自主規制機関の売買審査部門との連携（緊密な情報交換）

事案送付

調査・検査に活用



Ⅱ 証券取引等監視委員会の活動

ー2 不公正取引の調査(①取引調査)

インサイダー取引や相場操縦等の不公正取引を行った者に対し、タイムリーな調査を実施

立入検査や質問調査の実施

- ・ インサイダー取引、相場操縦、偽計(架空増資等)等の不公正取引の有無について、取引を行った者や上場企業等に対し、立入検査や質問調査を実施。
- ・ 最近では、上場企業によるデータ偽装不祥事など、社会的に大きな問題となった事案のインサイダー取引の調査等を実施。



調査等の結果、違反行為が認められた場合



課徴金納付命令勧告

- ・ 内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令の発出を求める「勧告」を実施。

- ・ インサイダー取引の違反行為者は、会社関係者(役職員、契約締結者・交渉者等)と第一次情報受領者(取引先、親族、友人等)に大別される。最近では、第一次情報受領者が過半を占める。
- ・ 相場操縦の違反行為者は、大半が個人投資家であり、インターネット取引による事例が多い。

Ⅱ 証券取引等監視委員会の活動

一2 不公正取引の調査(②国際取引等調査)

クロスボーダー取引及びプロ投資家による不公正取引の調査を専門に実施

クロスボーダー取引の調査

- ・ 海外からの発注による不公正取引の調査を実施。
- ・ 海外当局に対し、多国間情報交換覚書(MMOU※)に基づく情報提供を依頼。
- ・ 提供された情報を参考に、調査を実施。

プロ投資家による取引の調査

- ・ プロ投資家による不公正取引の有無について、立入検査や質問調査を実施。



調査の結果、違反行為が認められた場合

課徴金納付命令勧告

- ・ 内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令の発出を求める「勧告」を実施。

(※) 証券監督者国際機構(IOSCO)が策定した各国証券監督当局間の協議・協力及び情報交換の枠組み(R1.12現在で124の当局が署名)

- ・ IOSCO: International Organization of Securities Commissions
- ・ MMOU: Multilateral Memorandum of Understanding

Ⅱ 証券取引等監視委員会の活動

一3 開示検査

上場会社等の開示書類の検査を通じた、適正なディスクロージャーの確保

各種情報の収集・分析

- ・ 情報提供窓口等、さまざまなチャネルを通じた情報の収集・分析
- ・ フォワード・ルッキングな視点等、さまざまな視点による上場企業等の継続的監視



上場会社等に対する検査

開示書類(有価証券届出書・有価証券報告書・大量保有報告書等)の虚偽記載等の開示規制違反が疑われる上場会社等に対する検査の実施



課徴金納付命令勧告等

検査等の結果、開示規制違反が認められた場合

- ・ 開示書類における重要な事項についての虚偽記載等の開示規制違反が認められた場合には、当該上場会社等に対する課徴金納付命令を求める「勧告」を実施。
- ・ 勧告を実施しない場合でも、必要に応じ、開示書類の自発的な訂正等を慫慂。



再発防止・未然防止

- ・ 開示規制違反の背景・原因等を究明した上で、当該上場会社等の経営陣との議論
- ・ 問題意識の共有を通じて、適正なディスクロージャーに向けた体制の構築・整備を慫慂。

Ⅱ 証券取引等監視委員会の活動

一4 証券検査

証券モニタリング等を通じて、投資者が安心して投資を行える環境を確保

効果的・効率的なモニタリングの実施

- ・ 約7, 500社[※]に及ぶ全ての金融商品取引業者等に対し、効果的・効率的にモニタリングを実施するため、オンサイト・オフサイト一体となって継続的にモニタリングを実施
- ・ モニタリングにおいては、ビジネスモデルの分析、それを支えるリスク管理の適切性等に着目したリスクアセスメントを実施し、リスクベースでオンサイト・モニタリングの対象先を選定

※ 令和元年10月末時点の数値



オンサイト・モニタリングの実施

- ・ 商品内容や取引スキームについて深度ある分析を行った上で業務運営の適切性等について検証
- ・ 問題が認められた場合には、法令違反行為の指摘にとどまらず、経営方針、ガバナンス、人事・報酬体系等の観点からも検証し、問題の根本原因を究明
- ・ 重大な法令違反には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、行政処分等を求める勧告を実施



Ⅱ 証券取引等監視委員会の活動

一5 犯則調査

重大・悪質な違反行為の真相を解明し、告発により刑事訴追を求める



重大・悪質な違反行為の調査

インサイダー取引、相場操縦、有価証券報告書虚偽記載等の違反行為のうち、重大・悪質なものを調査。

任意調査

犯則嫌疑者や関係者等に対しての質問、所持する物件の検査等を実施。

強制調査

裁判官が発する許可状により、犯則嫌疑者や関係者の会社や個人宅に立ち入り、関係資料等を差押え。

※ 調査には、公認会計士、IT専門家(電子データの確保・分析)等が参加

告発

調査の結果に基づき、犯則嫌疑者を検察官に告発

証券取引等監視委員会の軌跡 ①

平成4年の発足以来、犯則事件の調査にとどまらず、行政調査を拡大し、市場監視機関としての機能を強化。

<監視委の体制等の変遷>

平成4年7月 大蔵省に証券監視委が設立
(設立時2課:総務検査課、特別調査課)

平成10年6月 金融監督庁に移管

平成13年1月 中央省庁再編に伴い、金融庁に移管

平成17年4月・7月 課徴金制度の導入に伴い、
取引調査権限・開示検査権限が付与

平成19年9月 ファンド等に対する検査権限追加

平成20年12月 裁判所に対する無登録業者等の違反行為の
禁止・停止の申立て等の権限追加

<主な出来事>

平成5年

刑事告発

日本ユニシス(株)株券に係る相場操縦等

平成17年

刑事告発

カネボウ(株)に係る有価証券報告書の
虚偽記載

平成18年

刑事告発

(株)ライブドアマーケティング株券に
係る風説の流布、偽計

刑事告発

(株)ニッポン放送株券に係る
インサイダー取引

証券取引等監視委員会の軌跡 ②

平成4年の発足以来、犯則事件の調査にとどまらず、行政調査を拡大し、市場監視機関としての機能を強化。

＜監視委の体制等の変遷＞

平成23年7月 現行の6課(総務課、市場分析審査課、証券検査課、取引調査課、開示検査課、特別調査課)体制に移行

平成23年8月 クロスボーダー等の不公正取引に対応するため、取引調査課に国際取引等調査室を設置

平成26年4月 取引推奨行為等に対するインサイダー取引規制導入

平成27年4月 電磁的記録の証拠保全(デジタル・フォレンジック)に対応するため、情報解析室を設置

平成30年4月 高速取引行為者に対する検査権限追加

令和2年5月 暗号資産デリバティブ取引や、
電子記録移転権利を取り扱う
金商業者に対する検査権限追加

＜主な出来事＞

平成24年

刑事告発・課徴金勧告

オリンパス(株)に係る有価証券報告書の虚偽記載

処分勧告・刑事告発

AIJ投資顧問(年金基金)

平成25年

処分勧告

MRI INTERNATIONAL
(米国の診療報酬債権ファンド)

平成27年

課徴金勧告

(株)東芝に係る有価証券報告書等の虚偽記載

平成28・29年

処分勧告・刑事告発

アーツ証券(レセプト債)

平成30年

刑事告発

日産自動車(株)に係る有価証券報告書の虚偽記載

課徴金勧告

三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)による長期
国債先物に係る相場操縦

海外の主要市場監視当局



Financial Conduct Authority
(英国)



Bundesanstalt für
Finanzdienstleistungsaufsicht
(ドイツ)



Autorité des marchés
financiers
(フランス)



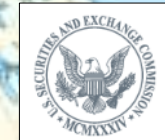
European Securities and
Markets Authority
(欧州)



Monetary Authority of
Singapore
(シンガポール)



証券取引等監視委員会
(日本)



U.S. Securities and Exchange
Commission
(米国)



Securities and Futures
Commission
(香港)



Australian Securities and
Investments Commission
(オーストラリア)

2. 証券取引等監視委員会 中期活動方針(第10期)について

～信頼され魅力ある資本市場のために～

資本市場を巡る外的環境・リスク(家計・投資者)

家計・投資者

一般
投資家



機関
投資家



投資者層の拡大

- ・顧客の高齢化
- ・幅広い投資者層の拡大

取引手法

- ・不公正取引等の巧妙化・複雑化

新商品

- ・総合取引所の実現
- ・暗号資産デリバティブ取引/ICO の拡大

リスクの高まり

- ・世界的な低金利環境の下、高リスク/低流動性ファンド等への資金流入
- ・資本市場のグローバル化/各種金融市場の緊密化

資本市場を巡る外的環境・リスク(家計・投資者)

【外的環境・リスク】

投資者層の拡大

- ・高齢化の進展
- ・幅広い投資者層の拡大

取引手法

- ・不公正取引等の巧妙化・複雑化

新商品

- ・総合取引所の実現
- ・暗号資産デリバティブ取引/ICO の拡大

リスクの高まり

- ・世界的な低金利環境の下、高リスク/低流動性ファンド等への資金流入
- ・資本市場のグローバル化/各種金融市場の緊密化

【モニタリングの着眼点】

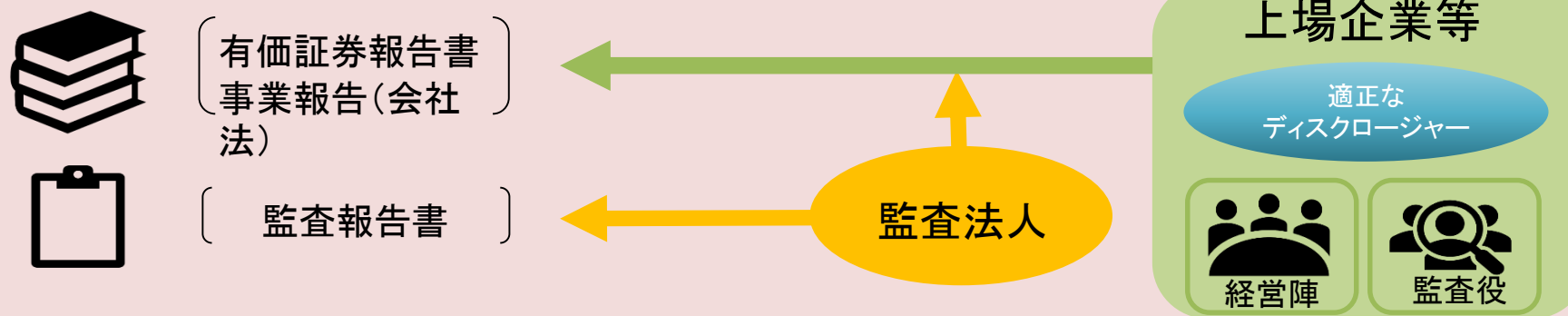
- ・高齢者を含む多様な投資者への販売・勧誘態勢に対するモニタリング強化
- ・投資者被害事案に対する積極的取り組み

- ・デジタル空間(SNS 等を含む)に対するモニタリングの強化
- ・非定型/新類型の事案等への多角的・多面的な分析・検証

- ・上場コモディティ市場/暗号資産デリバティブ取引等のモニタリング

- ・オルタナティブファンド等に対するモニタリング強化
- ・あらゆる取引・市場(株式/債券市場、現物/デリバティブ市場、発行/流通市場等)を網羅的に監視
- ・クロスボーダー事案の特質に応じた効果的・効率的な調査・検査

資本市場を巡る外的環境・リスク(企業開示・会計)



- ・ガバナンスの機能不全
- ・経営陣のコンプライアンス意識の欠如

**ガバナンス
・内部統制**

- ・企業活動のグローバル化
- ・クロスボーダー取引の拡大

グローバル化

- ・コロナ禍に乗じた不正会計

コロナ禍

資本市場を巡る外的環境・リスク(企業開示・会計)

【モニタリングの着眼点】

- ・検査着手時における対象企業のガバナンスの有効性検証
- ・開示規制違反の背景・原因を究明し、再発防止・未然防止のための対象企業経営陣との対話

- 【外的環境・リスク】**
- ガバナンス・内部統制**
- ・ガバナンスの機能不全
 - ・経営陣のコンプライアンス意識の欠如

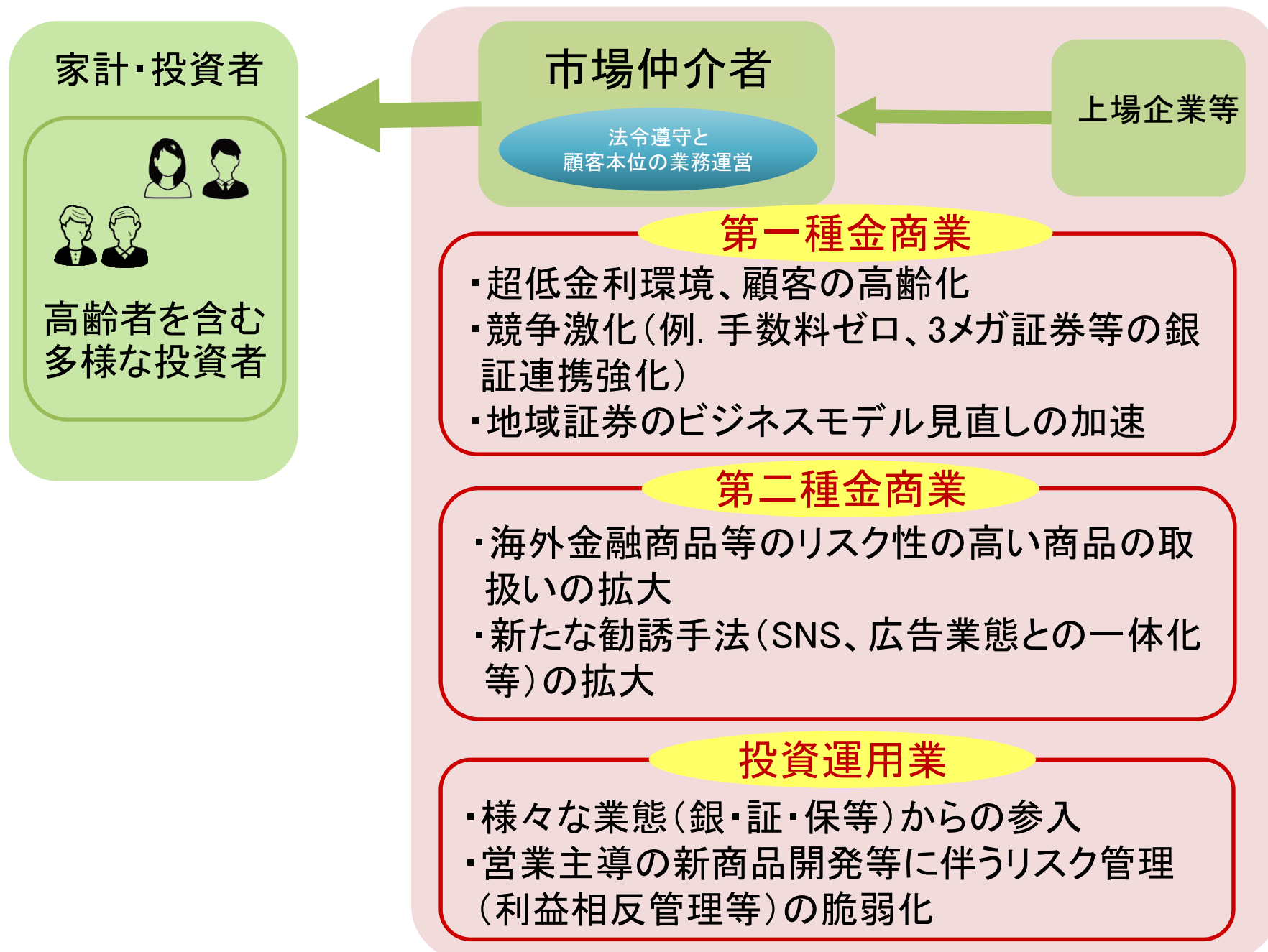
- ・海外子会社や海外取引の実態解明等
- ・当局間の情報交換枠組みの活用など海外当局との連携強化

- グローバル化**
- ・企業活動のグローバル化
 - ・クロスボーダー取引の拡大

- ・有価証券報告書のリスク情報、MD&Aなど、非財務情報の記載内容の検証
- ・減損損失計上の要否の検証

- コロナ禍**
- ・コロナ禍に乗じた不正会計

資本市場を巡る外的環境・リスク(市場仲介者)



資本市場を巡る外的環境・リスク(市場仲介者)

【オフサイトモニタリングの着眼点】

- ・グループ全体の戦略や運営方針その他特性の把握
- ・ビジネスモデルを含めた多角的な観点でのリスクアセスメント(例. 過大な営業目標等による不適切営業の有無)

【外的環境・リスク】

【オンサイトモニタリングの着眼点】

第一種金商業

- ・超低金利環境、顧客の高齢化
- ・競争激化(例. 手数料ゼロ、3メガ証券等の銀証連携強化)
- ・地域証券のビジネスモデル見直しの加速

- ・商品、取引スキームの分析
- ・新たな金融商品を利用した回転売買の増大等
- ・銀証一体型の営業に伴う優越的地位の乱用リスクの増大
- ・銀証一体によるモニタリング

第二種金商業

- ・海外金融商品等のリスク性の高い商品の取扱いの拡大
- ・新たな勧誘手法(SNS、広告業態との一体化等)の拡大

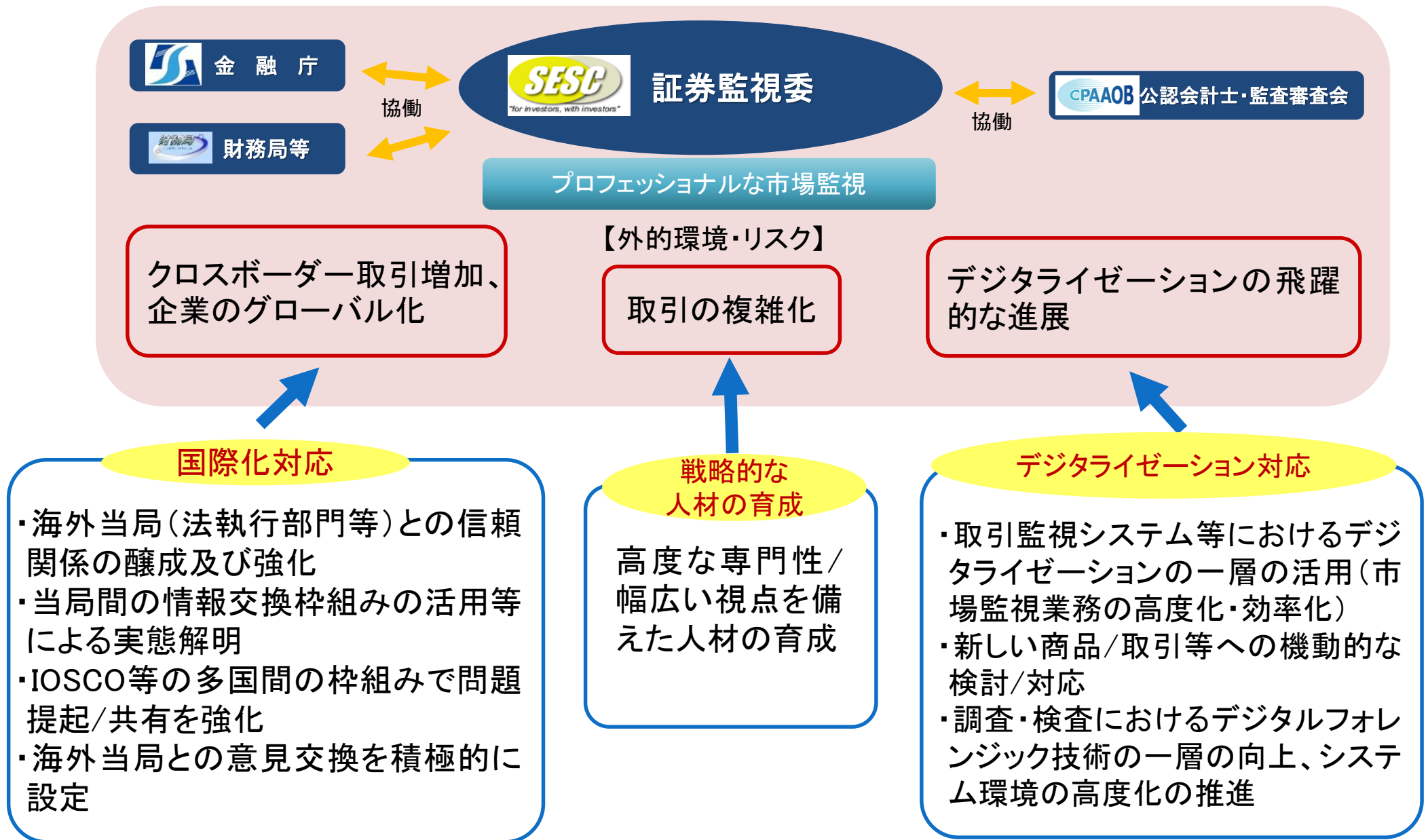
- ・事業報告書の相対比較
- ・苦情・相談、広告、ウェブ情報等の分析を中心としたリスクアセスメント

投資運用業

- ・様々な業態(銀・証・保等)からの参入
- ・営業主導の新商品開発等に伴うリスク管理(利益相反管理等)の脆弱化

- ・低流動性ファンドの増大に伴う大型解約/支払停止リスクへの備え
- ・「利益相反」「バリュエーション」管理の検証

国際化・人材育成・デジタルイゼーション



証券取引等監視委員会 中期活動方針（第10期）

～信頼され魅力ある資本市場のために～

証券監視委の使命

- 的確・適切な市場監視による
1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現
 2. 資本市場の健全な発展への貢献
 3. 国民経済の持続的な成長への貢献

証券監視委が目指す市場の姿

市場参加者が、資本市場の健全な発展及び投資者保護の確保という目標を共有し、それぞれに期待される役割の遂行や専門性の発揮(※)によって、強固な信頼を確立した資本市場

- (※) 上場企業等による適正なディスクロージャー
市場仲介者による法令遵守と顧客本位の業務運営
市場利用者による自己規律
プロフェッショナルな市場監視

活動理念・目標

公正・中立

説明責任

フォワード・
ルッキング

実効性・
効率性

関係機関と
の協働

最高水準の
追求

＜これらの活動理念の下、以下の市場監視の実現を目指す＞

網羅的な市場監視(広く)

- ・ 新たな商品・取引等への対応
- ・ あらゆる取引・市場を網羅的に監視
- ・ 高齢者を含む多様な投資者の保護
- ・ 全体像の把握(部分から全体へ)
- ・ 国内外の関係者に向けた幅広い情報発信

機動的な市場監視(早く)

- ・ 問題の早期発見・着手
- ・ 早期の対応による未然防止
- ・ 迅速な実態解明・処理による問題の早期是正

深度ある市場監視(深く)

- ・ 問題の根本原因の究明
- ・ 深度ある分析を通じた市場の構造的な問題の把握

環境認識

市場・企業活動のグローバル化/各種金融市場の緊密化の更なる進展

グローバル経済の先行きを巡る不確実性の高まり

デジタルイゼーションの飛躍的な進展

国民の安定的な資産形成や資金の好循環に向けた取組みの深化

施策

(1)内外環境を踏まえた情報収集力の向上

- 市場環境のマクロ的な視点での分析等によるフォワード・ルッキングな市場監視
- 様々な金融市場に対する横断的な市場監視
- 海外当局との連携強化による情報収集力等の強化及び市場監視への活用

(2)深度ある分析と迅速かつ効果的・効率的な調査・検査の実施

- 事案の態様に応じた多角的・多面的な分析・検証
- 不公正取引や開示規制違反への迅速な課徴金納付命令勧告等
- クロスボーダー事案の特質に応じた効果的・効率的な調査・検査
- 重大・悪質事案への告発等による厳正な対応
- リスクアプローチに基づく効果的・効率的な証券モニタリング
- 投資者被害事案に対する積極的な取組み

(3)市場規律強化に向けた実効的な取組み

- 調査・検査から得られた知見の多面的・複線的な活用
- 違反行為等の再発防止等に向けた根本原因の究明と対話の推進
- 違反・不適切行為の未然防止に向けた国内外への情報発信強化
- 市場監視の空白を作らないための取組みの深化

(4)デジタルイゼーション対応と戦略的な人材の育成

- デジタルイゼーションを活用した市場監視業務の高度化・効率化
- デジタルイゼーションの飛躍的進展に伴う新しい商品・取引等への機動的な対応
- 高度な専門性及び幅広い視点を備えた人材の戦略的な育成

(5)国内外の各機関等との連携

- 自主規制機関との更なる連携強化による効果的・効率的な市場監視
- 多様な市場関係者と連携した市場規律の強化
- グローバルな市場監視への貢献を通じた国際連携の強化

PDCAサイクルによる市場監視態勢の不断の見直し

○ 証券監視委自身のPDCA

⇒ 市場を取り巻く環境の変化に応じて、自らの課題を洗い出し、適切に対応

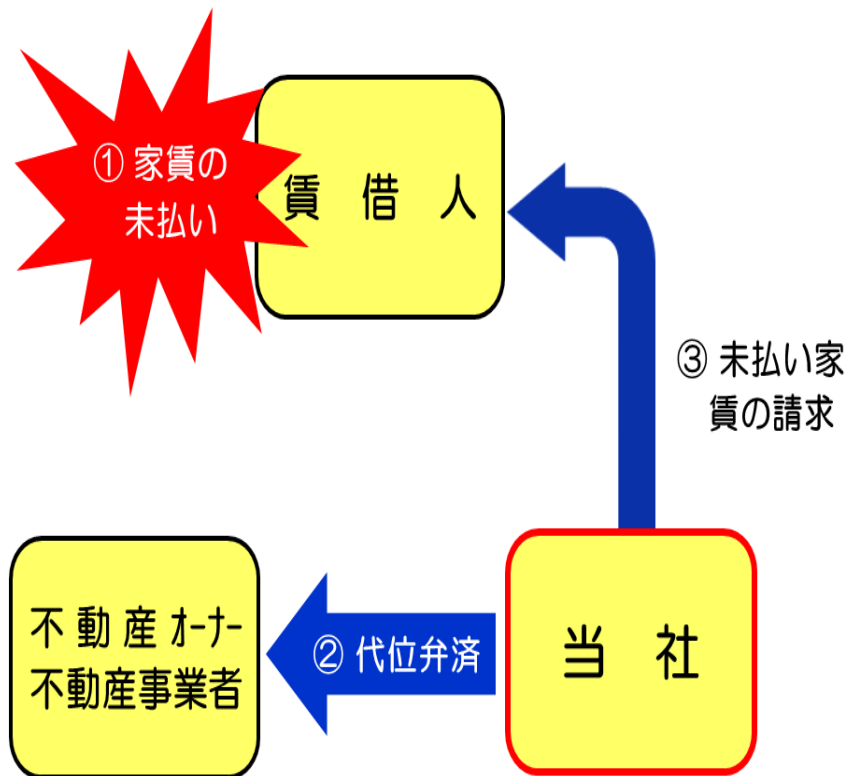
○ 外部の有識者の意見の活用

⇒ 外部の有識者の意見などを活用し、市場監視業務について、不断の見直しを実施

3. 直近の勧告等の事例

ジェイリース株式会社に係る徴金納付命令勧告(R2.2.4)

【家賃債務保証事業】



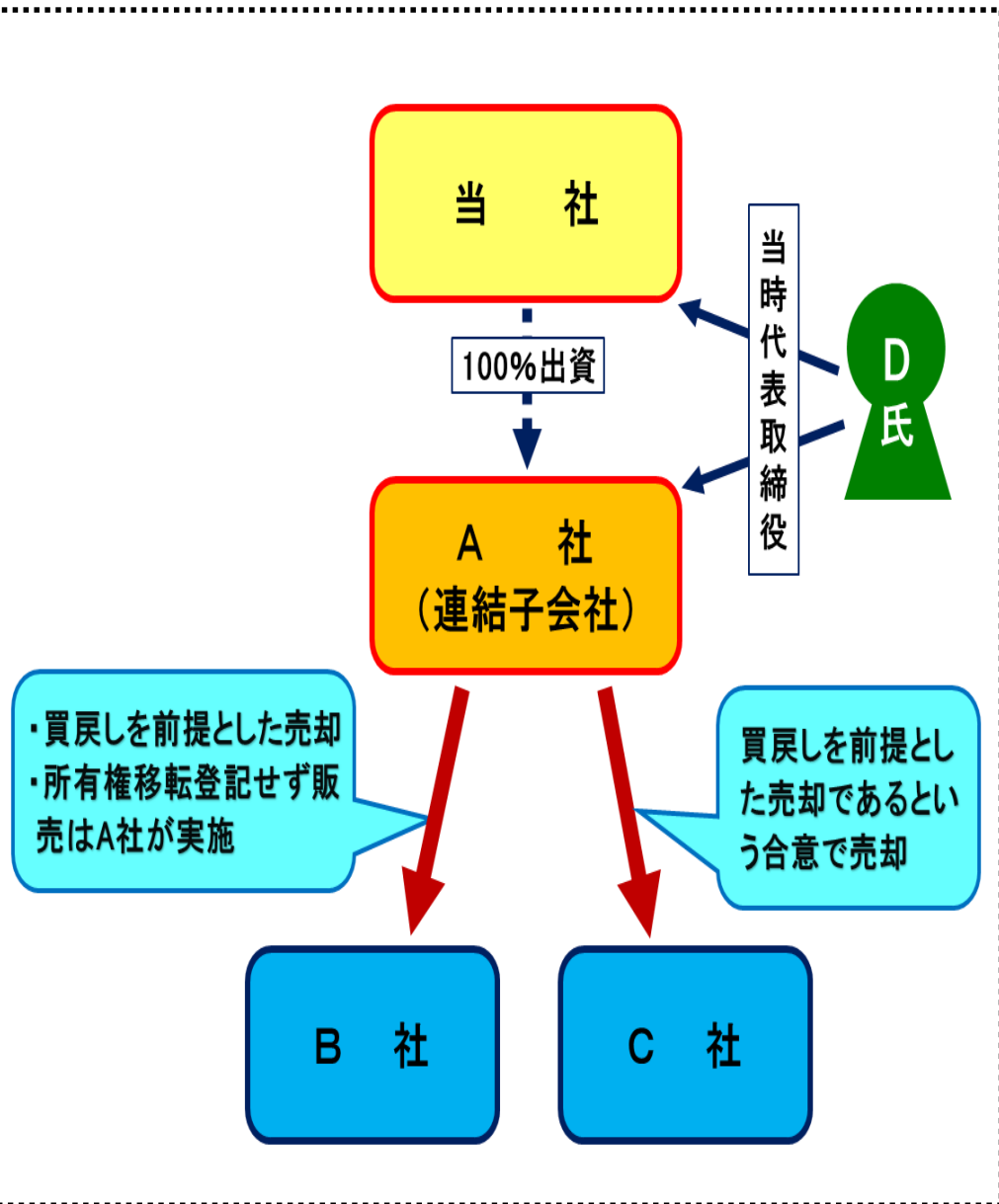
＜事案概要＞

- ・ 課徴金額 4,421万円
- ・ 当社は、家賃債務保証事業から発生した代位弁済立替金に係る賃借人に対する求償債権について適切な管理を行わず、貸倒引当金を過少に計上し、過大な当期純利益等を計上した連結財務諸表を記載した有価証券報告書等を提出。
 - 経過期間(代位弁済(立替)の実行によって求償債権が発生した日からの期間)が1年以上3年以内の求償債権・・・弁済が1年以上延滞しているものを「貸倒懸念債権」に分類しなかった。
 - 経過期間が1年以内の求償債権・・・立退訴訟等の法的措置を取っている求償債権は「債務の弁済に重大な問題が生じる可能性の高い債務者に対する債権」に該当し、「貸倒懸念債権」に区分する必要があったにもかかわらず、「一般債権」に区分した。

＜本事案の特色＞

当社において、滞留債権の回収状況等のモニタリング体制が不十分だったことに加え、貸倒引当金算定に関する会計基準を十分に理解していなかったなど、会計処理の適正性を検証する体制が未整備だったことを原因・背景とする事案。

ナイス株式会社に係る徴金納付命令勧告(R2.6.16)



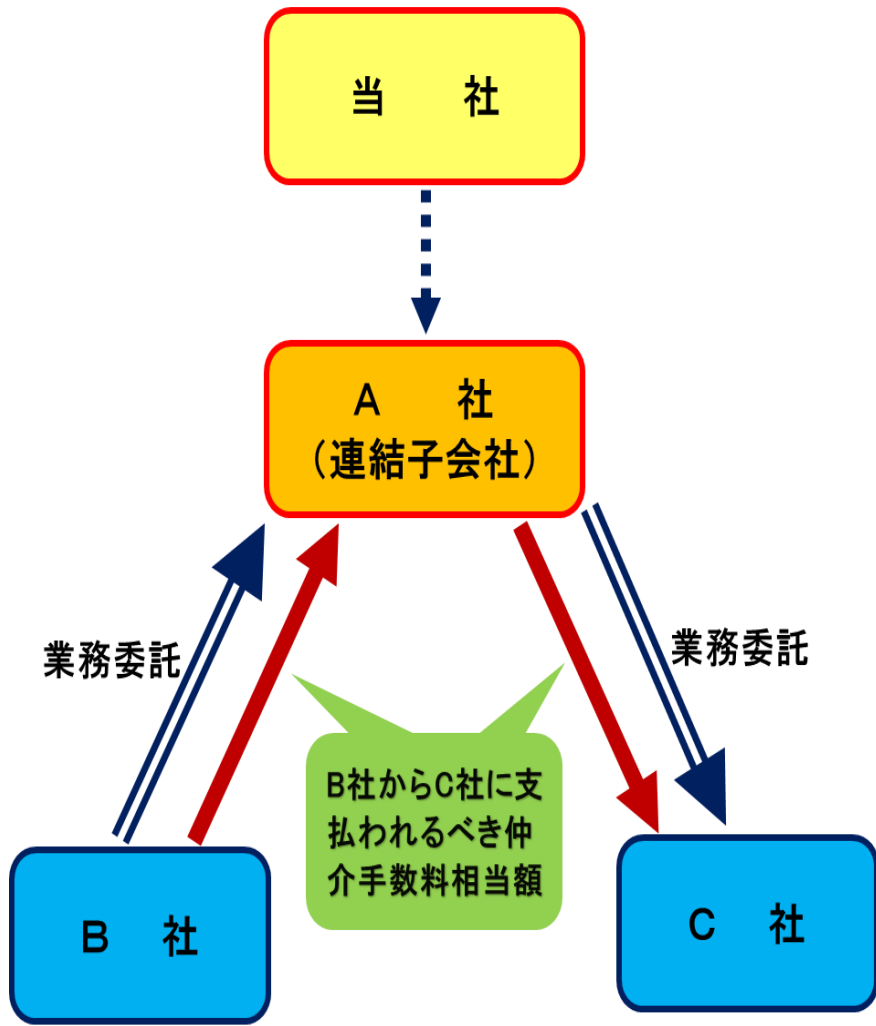
＜事案概要＞

- 課徴金額 2,400万円
- 当社は、
 - 連結子会社による販売用不動産の売却について、経済的実体のない売却（買戻しを前提とした売却、売却後も所有権移転登記を行わず、当該連結子会社が引き続き販売代理をしていた売却等）であり、売上計上は認められないにもかかわらず、売上を計上。
 - 不採算の子会社を意図的に、また、当時の当社代表取締役が実質的に所有し支配していた会社を連結範囲から除外する等の不適正な会計処理により、過大な当期純利益等を計上した連結財務諸表を記載した有価証券報告書等を提出。

＜本事案の特色＞

- 虚偽記載等の判明後に提出した有価証券報告書の訂正報告書の一部についても虚偽記載が認められ、課徴金納付命令勧告の対象とした事案。
- 創業家であり、当社株式の過半を保有していた当時の社長の設定した売上目標を達成するための様々な決算対策の中で不適正な会計処理が行われていた事案。

グローム・ホールディングス株式会社に係る徴金納付命令勧告(R2.6.16)



<事案概要>

- ・ 課徴金額 4,395万円
- ・ 当社は、
 - 連結子会社による不動産等売買取引に関し、他の連結子会社によるコンサルティング業務等の取引実態は資金取引であるにもかかわらず、その受領額を売上として計上
 - 当該他の連結子会社が締結したコンテナハウスに関する「工事請負契約」の「商品売買契約」と「工事請負契約」との分割は成立していないにもかかわらず、口頭合意があったとして、「商品売買契約」に基づく売上を計上する等の不適正な会計処理により、過大な当期純利益等を計上した連結財務諸表を記載した有価証券報告書等を提出。

<本事案の特色>

当社の子会社に対する管理体制に不備があり、適切な子会社管理を行っていなかったこと、また、当社及び子会社の元役員に適切な会計処理を行うという認識が欠如していたことを原因・背景とする事案。

株式会社アルファクス・フード・システムに係る課徴金納付命令勧告(R2.6.26)

主な不適正な会計処理	H29/ 9	H30/ 9	R1/9
(1) 不適正な売上の計上		○	○
(2) 商品評価損の未計上	○		○
(3) 未収入金（長期未収入金を含む）に係る貸倒引当金の未計上			○
(4) 不適正な前払費用（長期前払費用を含む）の計上	○		
(5) 不適正なソフトウェア仮勘定の計上	○	○	○
(6) 販売手数料の未計上			○
(7) 賞与引当金の過少計上			○
(8) 固定資産の減損損失の未計上		○	○
(9) 棚卸評価損の特別損失への計上（段階利益への影響のみ）	○		

<事案概要>

- 課徴金額 3,577万円
- 当社は、売上及び経常利益を確保するため、社長の主導等により、さまざまな不適正な会計処理を行い、過大な当期純利益等を計上した連結財務諸表を記載した有価証券報告書等を提出。主な不適正な会計処理は次のとおり。
 - コンサルティング業務名目やソフトウェアに係る売上の前倒し計上
 - 未収入金に係る貸倒引当金の過少計上
 - シンジケートローンに係るアレンジメントフィー等の過少計上
 - ホテル関連事業の固定資産に係る 減損損失の不計上

<本事案の特色>

社長をはじめ経営陣に適正な財務報告を行うという認識が欠如したことに加え、社長に権限が集中していたことから、取締役・取締役会としての機能が十分に果たされず、また、適正な監査役監査が行われていなかったこと等を原因・背景とした事例。

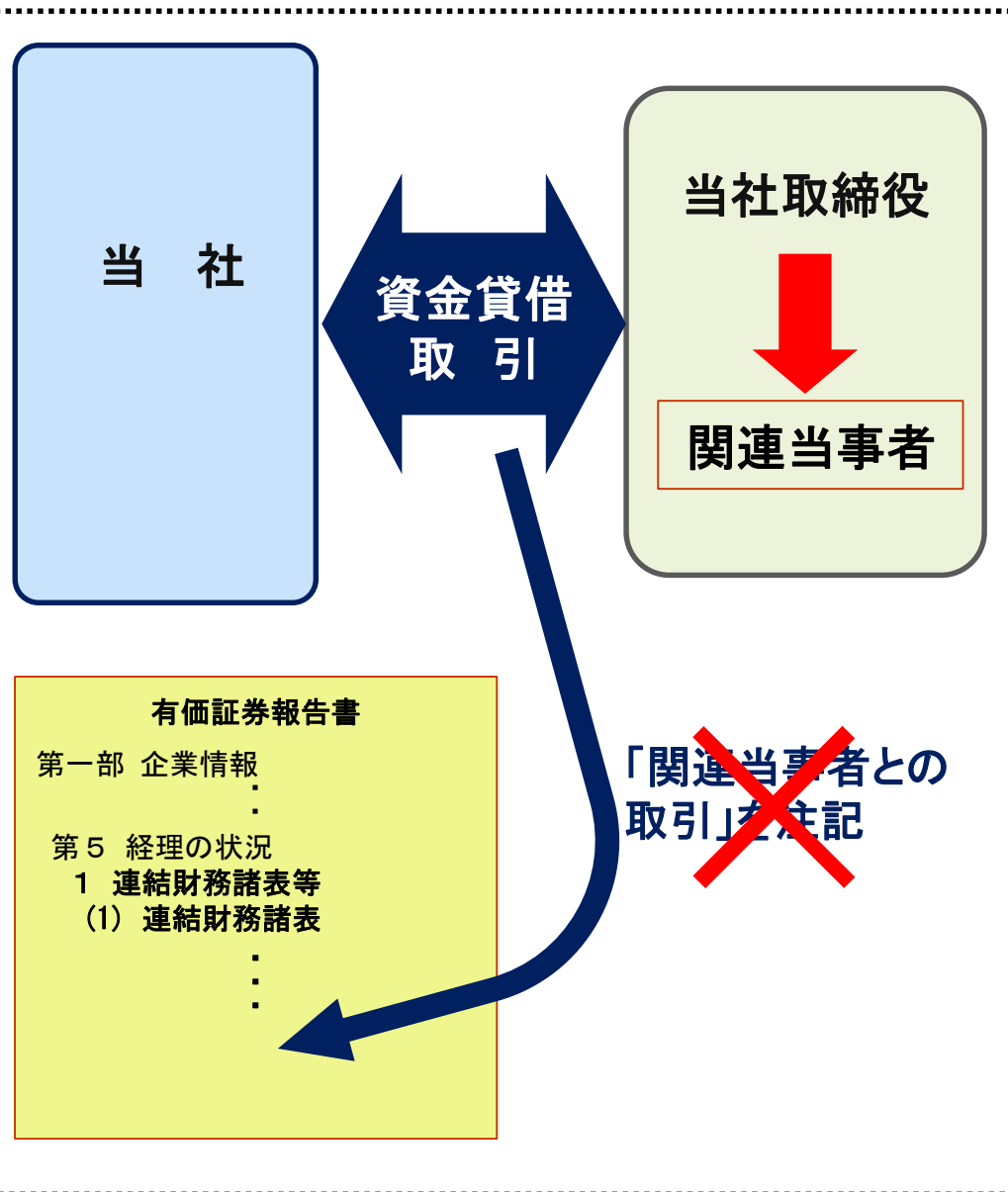
フリージア・マクロス株式会社に係る課徴金納付命令勧告(R2.7.7)

<事案概要>

- ・ 課徴金額 1,200万円
- ・ 当社は、当社の取締役(当社の「関連当事者」に該当)に対して、多額の送金を行ったが、当該送金は「資金貸借取引」であり、会計基準に定められている重要な取引に該当することから、当社は、当該送金を「関連当事者との取引」として連結財務諸表に注記すべきところ、注記を行わなかった。これにより、当社は、記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書等を提出した。

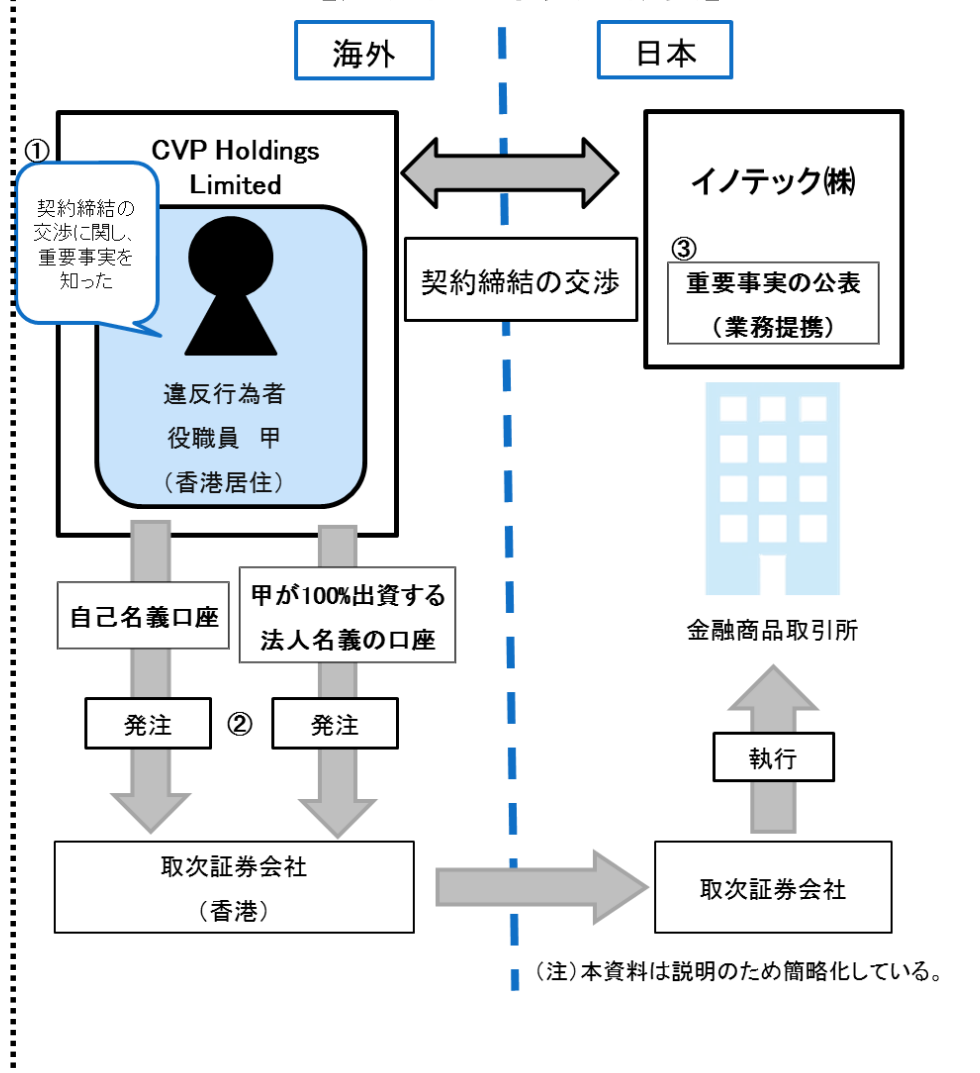
<本事案の特色>

- 連結財務諸表本表の虚偽記載等ではなく、「関連当事者との取引に関する注記」を記載しなかったことのみをもって、重要な事項の不記載として認定した事例。
- 当社社長及び会計責任者に財務報告に対する認識が不足していたこと、また、関連当事者との取引の実行、開示及び検証に関する内部統制が、十分に機能していなかったことを原因・背景とする事案。



海外に居住するイノテック株式会社との契約締結交渉者の役職員による内部者取引(勧告日:R1.12.6)

【違反行為事実の概要】



＜事案概要＞

- 課徴金額 1億9,625万円
- 概要

日本の上場会社と、株式の取得を伴う業務上の提携の交渉をしていた香港法人の役職員が、その上場会社が業務提携を行う決定をしたこと(重要事実)を知りながら、重要事実の公表前に、自己及び同族会社の計算で、その上場会社の株式を買い付けたもの。

＜本事案の特色＞

本事案の課徴金額は、内部者取引に対する課徴金額としては過去最高額。

時価算定会計基準の概要

	時価算定会計基準	従来の取扱い
時価の定義	○ 時価とは、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格をいう(出口価格)	○ 時価とは公正な評価額をいい、市場において形成されている取引価格(市場価格)に基づく価額をいう。市場価格がない場合には合理的に算定された価額を公正な評価額とする
月中平均価額の利用	○ 時価は測定日時点の出口価格とされており、月中平均価額を貸借対照表価額に用いることは認められない ○ ただし、その他有価証券の減損判定については、引き続き月中平均価額を用いることができる	○ その他有価証券について、貸借対照表価額及び減損判定に月中平均価額を用いることができる
時価のレベル及び開示	○ 時価の算定に用いるインプット(仮定)に応じて3つのレベルに分類(インプットとして使用する優先順位は、レベル1が最も高く、レベル3が最も低い) ➢ レベル1: 活発な市場における無調整の相場価格を用いて評価された資産又は負債(例: 上場株式、国債) ➢ レベル2: レベル1以外の観察可能なインプットを用いて評価された資産又は負債(例: 社債) ➢ レベル3: 観察できない重要なインプットを用いて評価された資産又は負債(例: 非上場株式) ○ 時価のレベルごとの残高、評価技法及びインプット等を開示 ○ レベル3については、期首残高から期末残高への調整表、重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響等を開示	○ 原則として「市場価格に基づく価額」を「合理的に算定された価額」より優先して用いる ○ 時価のレベルという概念はない

※ 本会計基準等は、2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。ただし、2020年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首又は2020年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度における年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することができる。

投資信託及び組合等への出資の取扱いに関しては、本会計基準等公表後概ね1年をかけて検討を行うこととし、それまでの間は改正前の取扱いを踏襲することができる。この場合、時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記は省略可。

開示制度改革の全体像

記述情報(有価証券報告書)の見直し

- **記述情報の記載の充実** (※)
(経営戦略、経営者による経営成績等の分析(MD&A)、リスク情報等)
- **監査関係の情報の拡充**
(監査役会等の活動状況、監査人の継続監査期間等)

- **ガバナンス情報の拡充**
(役員報酬、政策保有株式等)

「記述情報の開示に関する原則」、
「記述情報の開示の好事例集」の公表

2019年3月期～

2020年3月期～

2021年3月期～

企業情報の
開示充実

KAM
全面適用開始

KAM
早期適用開始

監査報告書の見直し(KAMの導入)

監査報告書に「監査上の主要な検討事項(Key Audit Matters:KAM)」を記載することなど

(※) 経営の目線での開示など、記述情報の開示の考え方等を整理

(参考) 監査の状況に係る改正開示府令のポイント

金融庁資料

改正開示府令のポイント

(2020年3月期から適用 ※ 一部、2019年3月期から適用済)

【監査役会等の活動状況】

○ 監査役会等の活動状況として、以下の内容を記載

- ✓ 監査役会等の開催頻度・主な検討事項
- ✓ 個々の監査役等の出席状況
- ✓ 常勤監査役の活動 等

【会計監査に関する情報】

○ 会計監査に関する情報の充実に向け、以下の内容を記載

- ✓ 企業が適正な監査の確保に向けて監査人を行っている取組み
- ✓ 監査役会等による監査人の選任・再任の方針及び理由
- ✓ 監査人監査の評価

2019年3月期から適用済

- ✓ 監査人の継続監査期間
- ✓ 監査業務と非監査業務に区分したネットワークベースの報酬額・業務内容
(企業側の負担も勘案して重要性も考慮)

【総覧性の向上】

○ 有価証券報告書における総覧性の向上の観点から、会社法上開示されている以下の内容を記載

- ✓ 監査人の解任・不再任の方針
- ✓ 監査役会等が監査報酬額に同意した理由
- ✓ 監査人の業務停止処分に係る事項

2019年3月期から適用済

御清聴ありがとうございました！